

日本年金機構 相模原年金事務所 御中

審査請求前の確認事項について（照会4）

平成29年3月21日

基礎年金番号・年金コード 2123-691678-5350

〒231-0047 神奈川県横浜市中区羽衣町三丁目60番地

藤原年金研究所

審査請求人代理人社会保険労務士 藤原 忍

電 話 045-260-6255

F A X 045-260-6256

記

平成29年3月13日付返信で、保険者代行は「同じ等級でも、3級に近い2級や1級に近い2級があり、判断が難しいケースは存在します」と述べました。

そうすると、**保険者代行が2級非該当と決定した判断の根拠・理由は「受給権者の2級の程度が3級に近い2級であったために、2級ではあるものの、この度は2級とせずに3級にした」という解釈でよろしいでしょうか？**

尚、代理人は受給権者の審査請求を処分があったことを知った日の翌日から法定期限までに行う必要があります、この期限を過ぎた後に行われた審査請求は却下すべきものとされておりますので、**上記**について本書到達の日の翌日から起算して1週間以内に回答してください。

以上

平成 29 年 3 月 24 日

様
社会保険労務士
藤原 忍 様

日本年金機構
相模原年金事務所

障害基礎年金定時審査に係る照会について（回答）

さきにご照会のありましたことについて、次のとおりお答えいたします。

障害基礎年金の審査は、国民年金・厚生年金保険障害認定基準に基づいて行われております。

《ご意見について》

様は、この度は2級ではなく3級相当の状態でしたので、3級と判断されました。

以上

《お問い合わせ先》

日本年金機構 相模原年金事務所
お客様相談室

電話：042-745-8101

※自動音声案内①続いて②を押してください